

## ゆうちょ専用支店取引規定

お客さまが、スルガ銀行(以下「当社」といいます)ゆうちょ専用支店(以下「当支店」といいます)と預金取引、ローン取引、サービス取引等(以下「当支店取引」といいます。)をおこなうときは、下記条項を確認し、本規定に基づいて取引をすることに同意いただいたものとして取扱いさせていただきます。

### **第1条 当支店口座開設方法**

お客さまは、本規定を承認のうえ、当支店所定の口座開設手続きをおこない、口座開設申込書類に、当支店所定の本人確認書類を添えてお申込ください。当支店がこれを受領し認めたとときに限り、口座を開設いただけます。

当支店普通預金口座はお一人さま一口座とします。また、当支店の口座を解約し改めて口座を作成することは、当社がやむを得ないと認めるとき以外はできません。

### **第2条 当支店との取引方法**

#### 1. パソコンならびに携帯電話等通信端末機による取引

お客さまは、本規定に基づき、パソコンならびに携帯電話等通信端末機による取引(インターネット/モバイルバンキング)をすることができます。(詳しくはインターネット/モバイルバンキング利用規定をお読みください。)ただし、取扱い商品・サービスについては、当支店ホームページに記載のものとしします。

#### 2. 現金自動支払機ならびに現金自動預入支払機による取引

前項に定めるほか、お客さまは、当社もしくは当社と提携している金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の現金自動支払機または現金自動預入支払機(以下「ATM」と称します)でIC キャッシュカードを使用し普通預金口座からの現金の払出し・預入取引をおこなうことができます。

#### 3. 無通帳取引

当支店では、口座開設に伴う預金通帳の発行はいたしません。通帳の代わりとして、「Web ブックフリーサービス」(詳しくはWeb ブックフリーサービス利用規定をお読みください。)または「無通帳サービス(ブックフリーサービス)」(詳しくは無通帳サービス(ブックフリー)利用規定をお読みください。)、いずれかの方法により、お取引状況をご確認いただけます。

#### 4. 郵送による書類授受にての取引

お客さまは、本規定に基づき、郵送による書類授受にて各種取引、サービスをご利用いただけます。ただし、当社が認めたものに限りします。

### **第3条 取引時の本人確認**

お客さまが、第2条により取引する際、届出のパスワード・暗証番号の認証等、当社所定の方法により本人確認させていただきます。なお、当社が必要と判断した場合、本人確認資料の提出、印鑑の届出をしていただき本人確認させていただくことがあります。

### **第4条 IC キャッシュカードの発行、取扱い**

1. 当支店では、お取引を開始するすべてのお客さまにIC キャッシュカードを発行させていただきます。IC キャッシュカードの発行不要の申出や受取り拒否はできません。

2. IC キャッシュカードを紛失もしくは、破損等による使用不能となったときは必ず再発行の手続きをしてください。再発行されないときにはこの口座を解約させていただくこともございます。
3. 再発行には当社所定の手料をいただきます。
4. IC キャッシュカードの受取りをもって、当社は口座開設時のご本人さま確認の完了とさせていただきます。お客さまがIC キャッシュカードを受取らないときには口座申込のキャンセルと判断させていただきます。
5. 代理人カードの発行はいたしません。
6. IC キャッシュカードの取引については、当社『ICキャッシュカード取引規定集』の各規定により取扱いをさせていただきます。

### 第5条 預金の預入れ

1. この預金口座には、手形、小切手、配当金領収書、その他の証券類等の取立を必要とするものは、受入れることができません。
2. この預金口座への預金預入れは、ATM(当社ならびに提携金融機関のATM・ゆうちょ銀行ATM)よりの現金の預入れ、当社各支店窓口での現金の預入れ、または為替による振込金の預入れとなります。

### 第6条 小切手・手形の発行禁止

当支店の預金取引ならびに当座貸越取引(カードローン取引)において手形、当座小切手の発行はいたしません。

### 第7条 預金の払戻し

1. この預金は、IC キャッシュカードを使用し、当社本支店の現金自動支払機またはATMならびにゆうちょ銀行または当社が現金自動預入支払機の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関のATMにて払戻すことができます。ATMでの払戻しに際しては、所定の手料をいただきます。
2. この預金は、インターネット／モバイルバンキングを利用して振込・振替ができます。
3. この預金は、お客さまのご都合により当社がやむを得ないと判断したとき、または、IC キャッシュカードをご利用いただけないときに限り、当社本支店窓口にての払戻しを受付いたします。本支店窓口にて払戻しをおこなうときは、本人確認書類の提示、印鑑照合機による届出の印鑑との照合等、当社所定の手続きが必要となります。
4. この預金から各種料金等の自動支払いするときは、あらかじめ当社所定の手続きが必要となります。
5. 同日に数件の支払いをするときに、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

### 第8条 振込金の組戻し

1. この預金口座への振込について、振込金融機関より当社へ振込金の組戻し(返金)依頼の通知があったときには、受取人となられたお客さまには当社所定の書面手続きにて組戻しの応諾をお願いいたします。組戻し書類が届いたにもかかわらず当社へのご返送がないとき、当社との連

絡が取れないときには、振込資金留保のため預金口座のご利用に制限をさせていただくことがあります。

2. お客さまが、この預金口座より振込をおこない、何らかの理由により振込金の返却を申出られたときには、書面による振込金組戻しの手続きが必要となります。振込金の組戻し手続きには、当社所定の手数料をいただきます。

## 第9条 届出事項の変更、紛失等の届出

1. お届けいただいた住所、電話番号等を変更されたときには、ただちにインターネット／モバイルバンキング、もしくは当社所定の方法により変更の手続きをおこなってください
2. お届けいただいた氏名が結婚等により変更となったとき、お届けいただいたご印鑑を変更されたときには、当社所定手続きが必要となります。
3. IC キャッシュカードを紛失・盗難したときには、ただちに当社緊急サポートセンターもしくは当支店へ申し出ください。紛失・盗難の手続きならびに IC キャッシュカードの再発行手続きは、当社所定の手続きが必要です。
4. お届出のご印章を紛失・盗難したときには、ただちに当社緊急サポートセンターもしくは当支店へ申し出ください。紛失・盗難の手続きならびに改印には当社所定の手続きが必要です。
5. お届事項の変更や IC キャッシュカード等の紛失・盗難の届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。なお電話・パソコン等の通信端末により連絡を受けつけたとき、当社における必要な手続きが翌営業日となったときでも、それによって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
6. お届出の印章を失ったとき、この預金の解約は当社所定の手続により本人確認が完了したものに限り、この際、当社の定める相当期間をおき、また必要に応じて保証人を求めることもあります。
7. 届出の氏名・住所にあてて当社が送付書類を発送したときには、延着したとき、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

## 第10条 金利の変更

金融情勢の変化その他相当の事由があるときには、当社は、当社所定の利率を一般におこなわれる程度のものに変更できます。

特に当社がお客さまに優遇金利を適用したときには、お客さまに通知することなく、いつでもその優遇金利を変更し、また優遇金利の適用を中止することができます。

## 第11条 取引の制限

当社は、当社の裁量によりこの預金取引についてお客さまに連絡することなく取引の制限を行なうことができます。

1. 当社よりの連絡が一切とれず、所在が不明となったとき。
2. 振込の組戻しの依頼に応じることなく当社への連絡も一切ないとき。
3. インターネット情報や電話での苦情などが頻繁に寄せられ、問題がある口座利用をしていると判断したとき。
4. その他当社が必要であると判断したとき。

## 第12条 解約等

当社は、当社の裁量によっていつでも、当該預金取引を解約できます。解約により預金等が残るときには、当社所定の方法でお客様が指定したご本人名義の口座に当該金額を振込みすることでお客様に対するすべての責任を免れます。ただし、当社判断により犯罪収益等公序良俗に反する資金であるとするときには、この限りではありません。また、お客様に対する貸出金等の債権が残るときには、それを譲渡できます。

### 1. IC キャッシュカード受領前の解約

新規口座開設時において、お客様が当社に届出た住所あてに IC キャッシュカードを発送したにもかかわらず、この IC キャッシュカードが受領されず当社に返戻されたときは、お客様の当社に対する口座開設の申込は撤回されたものとみなし解約させていただくことがあります。

### 2. IC キャッシュカード受領後の解約

この預金口座を解約するときは、電話、インターネット／モバイルバンキング取引等により当社へ申し出てください。本人確認が完了したものに限り所定の手続きによりこの取引を終了します。なお、解約時に預金残があるときや解約によりお預かり利息が発生するときには、当社所定の方法にてお客様が指定したご本人名義の口座に振込させていただきます。

### 3. 次の各号に一にでも該当したときには、当社はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知することにより、この預金取引を解約することができることとします。なお、通知により解約するときは、通知文書の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約とします。

- (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき。
  - (2) この預金口座の開設に使用した本人確認書類に変造・改ざん・偽造があることが判明したとき。
  - (3) お客様が前条にかかげる各項に該当したとき。
  - (4) この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ### 4. この預金が、当社が別途表示する一定の期間お客様による利用がないときには、当社はこの預金取引を停止し、またはお客様に通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づくときにも同様にできます。
- ### 5. お客様に対する債権の期限の利益を喪失し、預金全額を相殺した場合は、書面による相殺の通知をもって、預金口座を解約します。
- ### 6. 当社にお客様に対する貸出金等の債権が残り、その返済用口座に指定されている場合には、お客様から解約の申し出があっても、当該預金の解約をすることはできません。

## 第13条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、各種ローン規定、当社諸規定により取扱います。ただし取引の方法については本規定第2条によります。また、本規定と各規定との間に矛盾が生じるときには、本規定が優先されます。

## 第14条 諸手数料

当支店の口座取引または当社が提供する各種サービスに関する諸手数料は、当社が別途定めるとおりとします。お客さまから当社に対する諸手数料のお支払いは、原則として当社によるお客さまの普通預金口座からの口座振替とさせていただきます。なお、当社はお客さまに事前に通知することなく、諸手数料を変更または新設することがあります。

## 第15条 譲渡・質入の禁止

この預金、預金契約上の地位その他この本支店取引にかかるいっさいの権利およびIC キャッシュカード、またはインターネット／モバイルバンキング等のサービス契約等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

## 第16条 お客さま情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報を当社プライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)に基づき取扱います。当社のプライバシーポリシーは当社ホームページ上に記載しています。

## 第17条 成年後見等の届出

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様にお届けください
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様にお届けください。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. 本規定は、他の取引にも準用します。

## 第18条 反社会的勢力にかかる規定

### 1. 反社会的勢力との取引拒絶

各種預金取引やその他付随取引ならびに当社が扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかわる契約・約定・規定等を「契約等」といいます。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用でき、これらの一つにでも該当すると当社が判断したときは、当社は取引の開始をお断りします。

- (1) お客さまが、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」に該当していたことが判明したとき
- (2) お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明したとき
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

- ⑥ その他前各号に準ずる者
- (3) お客さまが、自らもしくは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、もしくは暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、もしくは業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①～④に準ずる行為
- 2. 取引の停止ならびに解約  
当社は、お客さま(取引にかかる代理人ならびに保証人を含みます。以下同じ。)が前項(1)～(3)の各号に該当すると判断し、取引を継続することが不適切であると判断したときには、お客さまに通知することなく取引を停止し、またお客さまに通知のうえ、契約等を解約できます。
- 3. 本規定の効力  
本規定は、取引にかかる契約等に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、契約等と一体をなすものとして取扱われます。

#### **第19条 規定の変更**

当社は、本規定の内容をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。これらの事項については、当社ホームページに掲載します。本規定の変更以降は変更後の内容にてご利用いただきます。

なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社はいっさい責任を負いません。

#### **第20条 免責事項**

- 1. 当社は、天災地変その他不可抗力と認められる事由により、本規定に定める取扱いが遅滞し、または不能となったことにより生じた損害については、その責を免れます。
- 2. 当社の責によらない通信機械ならびにコンピューター等の障害ならびに回線障害、電話の不通により取扱いが遅滞したり不能となったとき、そのために生じた損害については、当社はいっさいの責を負いません。

#### **第21条 準拠法・合意管轄**

当社との契約の準拠法は日本法とします。契約に関する訴訟については、当社本店または当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上  
(2015年10月19日現在)